

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○原田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、関稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣額賀福志郎君。

関稅定率法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○額賀國務大臣 ただいま議題となりました関稅定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応する等の見地から、関稅率について所要の措置を講ずるほか、税関における通關制度の改革及び水際取り締まりの充實強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明をします。

第一は、國際競争力強化のための通關制度の改革であります。

法令を遵守する体制を整えている事業者に対する特例措置の対象事業者の範圍を拡大するほか、臨時開庁手数料の廃止等を行うこととしております。

第二は、税関における水際取り締まりの充實強化等であります。

我が国を経由して第三国に向けて輸送される知的財産侵害物品等を取り締まり対象に追加するほか、犯罪物件の鑑定及び民間団体等への照会に係る規定の整備等を行うこととしております。

第三は、暫定関稅率等の適用期限の延長であります。

平成二十年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関稅率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

その他、個別品目の関稅率の改正等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

本法律案については、今年度内に成立させることがぜひとも必要であり、何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○原田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○原田委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣法制局第三部長外山秀行君、金融庁検査局長畑中龍太郎君、監督局長西原政雄君、財務省関稅局長青山幸恭君、厚生労働省労働基準局労働補償部長石井淳子君、農林水産省大臣官房審議官佐々木昭博君、国土交通省政策統括官伊藤茂君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○原田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。盛山正仁君。

○盛山委員 自由民主党の盛山正仁です。

それでは、これから何点か、質疑に入らせていただきます。

二〇〇一年の九月十一日、アメリカで同時多発テロがございました。そのとき、私は家でテレビのニュースをちょうど見ておりました。衛星中継で、テレビの画面が変わりまして、炎上するワー

ルド・トレッド・センターが出てまいりました。いや、大変なことになったなと思つておつたら、しばらくすると二機目の大型の旅客機が、もう一棟の方のワールド・トレッド・センタービル、二棟あるうちのもう一棟の方へ突つ込みました。そして、しばらく見てみると、二棟ともに上から崩壊を始めていきました。大変な衝撃を受けたわけでございますけれども、そのときには、あの九・一一を契機にしまして、アルカイダ、テロとの闘いを初め、さまざまな変化がもたらされるというふうには私は気がつきませんでした。

きょう、これからお尋ねをします関稅法の改正と絡めてのセキュリティの強化もその一つだろうと考えます。九・一一以降、飛行機に搭乗する際、ここにおられる皆様方ももう何度も経験されていると思いますが、旅客についてのセキュリティチェック、持ち込み手荷物の中の検査はもちろんのこと、その中に入っておりますペットボトル入りの飲料、その液体が何であるか、あるいは瓶入りの化粧品、こういったものまでチェックされるようになっておりますし、コートや上着を脱いで検査をしるということもしばしばございます。さらには、靴まで脱いでチェックするような空港もあるぐらいでございます。

旅客についても厳しいわけですが、同様に貨物についても、不審な荷物を預かることがないよう、そういう観点からセキュリティチェックがだんだんと強化されてきております。私の選挙区は神戸でございますが、神戸港に税関がございますので、そこには大型のコンテナ、二十フィート、四十フィートという大型のコンテナ、このコンテナを、一々あけて中に入っております貨物を外に一つずつ出すことなく、外から安全性を確認するような大型のエクスクレーナ装置が導入されております。テクノロジは本場に進歩しているんだなと思うと同時に、税関その他、そういうような進化に合わせてシステムも近代化されているということに大変感心をしているところでございます。

この九・一一があつたということで、こういうセキュリティのチェック強化に一番敏感なのはアメリカであると思ひますけれども、そのアメリカの動き、あるいはヨーロッパそしてアジア、こういった諸外国で、今どういうふうなセキュリティのチェックについて強化がなされているのか。こういう動向について、まず青山関稅局長から御説明を伺いたいと思ひます。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございますが、二〇〇一年の九・一一以降でございますが、アメリカあるいはEU等の諸外国におきましても、國際物流におきますセキュリティの確保と円滑化というこの両面を満たすために、例えば貨物のセキュリティ管理等にすぐれた事業者に対しましての通關手續上の優遇措置を与えているという制度が順次導入されているところでございます。

アメリカがまず最初にやつたわけでございますが、アメリカにおきましては、例の二十四時間ルール、すなわち米國向けの貨物につきまして、船積み二十四時間前に米國の税関当局に貨物の中身を連絡するというようなやり方、さらに、二番目でございますが、米國向け貨物につきまして、仕出し港におきまして米國税関等と一緒に、なつてコンテナの検査をするというような、これはいわゆるコンテナ・セキュリティ・イニシアチブと言つております。

さらに、今申し上げました、米國におきましての貨物のセキュリティ管理等にすぐれた輸入者さらには貿易關連事業者等を税関当局が承認いたしましたして、段階的に審査、検査率の軽減等といったゆるいベネフィットを与えるという措置といたしまして、C-TPATと申しますが、カスタムズ・トレッド・パートナーシップ・アゲンスト・テロリズム、こういう制度を導入してきています。

他方、EUにおきましては、ことしの一月からでございますが、EC関稅法、カスタムズコードというのを改正いたしまして、同じようにコンブ

ライアンスの体制等にすぐれた輸出入者さらには貿易関連事業者をそれぞれの国の税関が承認いたしまして、審査、検査率等の軽減等のベネフィットを与えるというようなことでございまして、これらの制度がことし一月からスタートしてございまして。これはAEO、オーソライズド・エコノミック・オペレーターと申しますが、この制度を導入いたしまして、現在、申請を各国税関で受け付けているという状況であると聞いております。

世界の動きでございますが、ニュージーランドの話を申し上げますと、輸出者を対象といたしましたSESという制度がございまして。これはセキユア・エクスポート・スキームと言うのでございまして、ちょうど似たような、類似の制度でございまして、これが実施されておりますし、オーストラリアさらには中国、韓国、マレーシア等でも、AEO制度の導入に向けていろいろ準備がなされているというふうに承知しております。

以上でございます。

○盛山委員 ありがとうございます。

私の地元、神戸港は、コンテナ化が始まりました昭和四十年代後半には、我が国におけるナンバワンポートでありました。また、それと同時に、世界の中でも一、二を争うコンテナ港だったわけですね。それが今では惨たんたる状況でございまして、世界の上位三十港にも入らない、そんなふうな状態になっております。

阪神大震災があったということで、貨物の流れが神戸からほかのところに変わったということも大きな原因の一つだと私は思いますけれども、それだけではなくて、日本の港湾、空港ともに、全般的に国際競争力を失いつつあるのではないのかなと私は思います。国際競争力を強化していくためには、港湾や空港というハードの施設整備が不可欠でございます。

北京オリンピックを控えていることもあると思

うんですけれども、この十年をとつてみましても、中国の港湾、空港ともに大変すごいスピードで、また大変な規模で、目を見張るような規模の整備が進んでおります。規模、スピードともに、日本の現在の公共事業というのではないとか、港湾、空港の整備とは全く比較にならないというところで、機会があるごとに、国土交通省を初め関係各位の皆様、問題意識をもつと持っていたきたい、ただ整備すればいいのではないんだ、やはり時間という感覚をお役所の人には特に持っていないんだ、そんなふうになっているところなのでございます。

ハードの整備につきまして、私、どちらかというと国土交通がメインなものですから、つい申し上げてしまいましたが、同時に、ソフトの対応というのやはり大変大事だと思います。幾らハードが整備されていても、運営や運用がうまくいかなければ、そういう施設をうまく生かすことはできない、あるいはそういうところに貨物は集まらない、こういうことになるんじゃないかと思

例えば、貨物の受け入れについても、窓口の対応がいわゆるお役所仕事といったような形で、平日の日の決まった時間だけといったようなことでは貨物が集まらないと思います。深夜、早朝、あるいは休日の対応についてもしっかりと確保されているかどうか、そして手数料やコストもリーズナブルなものであるかどうか、そういったことがポイントになってくると思います。質と量、両方の面でうまくサービスが提供できなければ、お客さんの方からすると使いたくないと思われない、そんな感じになるのではないかなと思っております。財務省・税関では、これまでどのようなようにそういった点、ソフトの部分について対応をされてきたのか、お伺いしたいと思います。局長からお願

いします。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。先生おっしゃるとおりでございますが、ソフトの話、本当に私どもとしてもこれはかなり大

事だと思ひまして、平成十三年の八月、二〇〇一年八月でございますが、国際物流改革プラン、これは私ども塩川大臣の時代でございますが、これの中におきまして、港湾の二十四時間フルオープン化の早期実現に向けた取り組みの促進というところが掲げられているわけでございます。

私も税関当局といたしまして、この翌年の平成十四年の十月からでございますが、コンテナ貨物の多い税関官署におきまして、今先生も御指摘のとおりでございますが、夜間あるいは土日でございますが、いわゆる税関の執務時間外におきまして一定の時間帯におきまして職員を常置させるような通関体制の試行をやったわけでございます。さらに、その翌年から、全国の主な十四官署、先生の御地元でございますが、神戸税関の本関もございまして、あとポートアイランドと六甲アイランドも入っておりますが、ここにおきまして、職員の常駐体制ということを実格的に実施させていただいております。

空の話でございますが、こちら辺につきましては、成田空港さらには関西空港等につきましては、これらの主要空港におきまして、従来から、深夜、早朝におきまして、あるいは休日におきまして、必要な職員を常時配置しているところでございますが、こういうことで、税関におきましては、サービス面におきまして、いわば空港、港湾におきまして深夜、早朝、さらには休日における通関需要というものの的確に対応させていただいているというところでございます。

さて、では値段の議論でございますが、臨時開庁手数料というのがございます。これは実は大分長く続いている制度でございますが、こういう一連の流れの中で、平成十五年の四月からでございますが、いわゆる構造改革特区におきまして特例措置といたしまして、まず、その手数料を半分にいたしました。さらにそれを全国展開したのが平成十七年の四月でございます。また、昨年の七月からでございますが、後ほど出てまいらると思うのでございますが、特例輸入者あるいは特定の輸

出者、いわゆる認定されたAEOの輸出入者に係る部分でございますが、この手数料を通常の四分の一ということにしたわけでございます。さらには、近年の企業の国際競争が激化している、さらには港湾自体の競争もどんどん激しくなってきたというところの中で、企業の側からすれば、リードタイムの短縮、コストの削減ということが一番大事になってくるわけでございまして。そういう中におきまして、私どもは、深夜、早朝利用の促進ということから、今回の改正の中におきましては、臨時開庁手数料でございまして、これを全面的に廃止しようという案になってございます。さらにまた、職員の常駐時間帯におきましては、申請手続はもう要らないという形にして、それを廃止する等の見直しを行わせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○盛山委員 局長、ありがとうございます。

局長のこれまでの御答弁の中にも、AEO制度のことが出てきております。セキリティの強化、これとあわせて、差別化をするということによつてスピーディーな処理をする。ただ単にセキリティの強化をするだけで、時間がかかって、手間がかかっている、やはり貨物が集まらない、だれも使わないということでの差別化、こういうことだろうかと思ひます。

昨年五月十六日に取りまとめられたアジア・ゲートウェイ構想でも、「日本版AEO制度の構築」というふうに書かれているところでございまして。こういった観点から今回の関税法の改正が提案されているのだらうと思ひますけれども、差別化、つまり優良な事業者とそうでない事業者をしっかりと差別しながら、しっかりといるところには簡易な手続でメリットを与える、こういったことも含めて、国際競争力強化、AEO制度の拡充をどのようにしていくのか、大臣からお答えをいただければと思ひます。

○額賀国務大臣 私も、選挙区は鹿児島を抱えて、成田空港に近いところでございますけれども

も、おっしゃるように、やはりこれだけグローバル化している中で、昼夜を分かつ飛行機が飛んできた船が入ってこないでは、日本の競争力というのはいかぬという思いは先生と一緒であります。

おっしゃるように、今のAEOについては、これは、民間企業と税関のパートナーシップをきちっとして、国際貿易における安全確保、円滑化に資するものという形でこれから推進をしていこうということでありまして、これまでの輸出入業者、倉庫業者に加えまして、通関業者や船会社、航空会社、貨物利用運送業者等の貿易関連事業者も制度の対象とするということでありまして、より以上にこの連関性を強めていく、パートナーシップを強めていく、そして国際物流全体に拡大をしていくということでありまして。

これらの事業者が関与する輸出入貨物について、より迅速、スピーディーに、かつ簡素な通関手続が可能となる、そういうことによつて多くの貨物の引き取り時間の短縮が図られて、国際競争力が強まっていくことが期待されるということでございますので、優良な業者を育てていく、そういうことが日本のセキュリティにもプラスになるし、貿易関係の拡大にもつながるということ、これから大いに進めていくことが大事なことであると思っております。

○盛山委員 大臣、ありがとうございます。

今大臣の御答弁の中でも、これまでのAEO制度は、荷主であります輸出入事業者と倉庫業者、これらを対象とするものから、物流事業者であります外航海運会社や航空会社、こういうところへ拡大をしていくというふうに御説明をいただいたところでございます。

当然のことながら、物流事業者を所管する国土交通省と財務省で十分な調整をしておられることと思ひますが、まず財務省の方から、国土交通省と今後どのように連携強化をしていくおつもりなのか、局長からお答えをいただきたいと思ひます。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

船会社あるいは航空会社等々の物流事業者につきましては、当然のことながら、当該業務を所管しております国土交通省と連携いたしまして承認の審査を行うようにしてございます。

具体的には、承認要件の一つでございます法令遵守規則のうち、国土交通省が所管するような業務に係る部分につきましては、当省が審査し、必要に応じて合同で立入検査を行い、これらの結果を受けまして、最終的には、これは申請は税関にやるものですから、申請を受けた税関長が承認ということにしたいと思つておるわけでございます。

また、承認後におきましても、必要に応じまして合同で立入調査を行うなど、事後の調査におきましても連携を図つていきたいというところでございます。

以上でございます。

○盛山委員 局長、ありがとうございます。

今財務省から御説明があつたところでございますが、物流事業者を所管する国交省としては、財務省とどのような連携を図つていかれるのか、あるいは、せっかく今回物流事業者も対象となるわけでございますから、これまでの輸出入事業者あるいは国交省が所管する倉庫業者だけではなく、外航船社、航空会社といった物流事業者とどのように今後この制度を有効に生かすように連携強化を図つていかれるのか、国交省の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○伊藤政府参考人 お答え申し上げます。

今話題になつておりますAEO制度でございますけれども、この制度の導入で期待される効果として、セキュリティの強化と効率化の両立という事柄でございます。これは実は、御案内のとおり、平成十七年の十一月に閣議決定をされております物流施策大綱においても、セキュリティ強化と効率化の両立というのが大きな柱の一つとされております。運送業を所管しております国土交通省といたしましても、これは大変重要な課題だ

と認識しております。

こうした観点から、平成十六年度からでございますが、政策群の一つとして、安全かつ効率的な国際物流の実現というタイトルで、いわゆる施策の取りまとめを行うために、財務省を含めました関係省庁あるいは事業者の皆様、ここには物流あるいは輸送事業者が入っているわけでございますけれども、こういった関係団体から構成されます協議会が設けられまして、当省もこれに参画をして、実質的にその事務局を務めております。

その成果の一例をちよつと申し上げますと、平成十八年三月、二年前でございますけれども、事業者が自主的にセキュリティの管理を促進するというための保安措置強化のガイドラインというのを策定しております。

今回の関税法の改正案では、AEOの制度の対象が、先生御指摘のとおり、当省が所管いたしました船会社であるとか航空会社、あるいは貨物利用運送事業者、いわゆるフォワーダーでございますけれども、こうした国際貨物の運送に従事する方々に拡大をされておまして、事業者の方々はこれを大いに評価し、また大変期待をしていると伺つております。

一方で、この制度では、こうした事業者がセキュリティ管理やコンプライアンスの体制にすぐれた者として税関長の承認を受ける必要がございます、ちよつと細かいことになりましたが、承認要件の一つとして、事業者がみずから法令遵守規則を定める、こういう仕組みになつております。

この規則に記載される事項につきましては、先ほど申し上げました協議会のもとにワーキンググループを設けまして、財務省と緊密な連携のもとに、事業者の方々がみずからつくる法令遵守規則のいわゆるモデル案というものを、これも先ほど申し上げましたガイドラインというもので、でき上がったガイドライン、二年前のガイドラインを参考にしたしましてこの策定を進めている最中でございまして、これは三月までに完成をしたいと思います。

思つております。今申し上げましたのは、いわゆるこの制度の実施の準備段階の、財務省と私どもの連携の一例でございます。

また、これは重複になりますが、業所管のお話もございましたとおり、本制度が実施されました際には、その後の手続、具体的には税関長が行う承認に際しての審査あるいは立入調査につきましても、業所管をしております国土交通省が、財務省に対しまして、私どもの組織や人員を大いに活用する形で積極的に協力を行ひまして、この制度の円滑な実施に努めてまいる所存でございます。

○盛山委員 伊藤統括官、御丁寧な説明ありがとうございます。

今る御説明があつたこのAEO制度でございますが、我が国だけでAEO制度を活用するということでは、その効果が限界がございます。アメリカはもろろんのことでございますが、できるだけ多くヨーロッパやアジアの諸外国と連携をしていくこと、できたら一つのシステムでどこでも同じように使える、そういうふうになればどんな使いやすくなるわけでございます。

このAEO制度につきまして、諸外国との連携強化に向けてどのような交渉をしておられるのか、また、今申し上げましたマルチのシステムづくりについて、どのように取り組み、日本としてイニシアチブをとつていくこととしておられるのか、森山副大臣からお答えいただけると幸甚でございます。

○森山副大臣 お答えを申し上げます。

AEOの制度の推進に当たりまして、我が国と同様の制度を構築しております諸外国との間でAEO事業者の相互承認を行うことにより、より安全で円滑な貿易を実現し、我が国の国際競争力を強化する観点から大変重要であるというふうに考えております。

このため、既に制度が実施されているアメリカ及びニュージーランドとの間では、昨年度より具体的な協議を進めているところでございまして、今後ともAEO制度の相互承認協議を進めてい

き、合意をしていくことが大事なことではないかというふうに考えております。

今後、予定をしている国でございますが、オーストラリア、中国、韓国等の間で、お互いの制度の研究等を進めるなど積極的な取り組みを進めていくというところでございます。

○盛山委員 ありがとうございます。

我が国は、四海を海に囲まれてと言うんでしょか、国際的な物流に頼らないと食料、エネルギー、何でも本場に困るような国でございます。コンテナの輸送量も世界の中でも相当多い国でございますので、ぜひ日本がインシアチブをとって国際的なルールづくりをやっていただきたいなと心から願うものでございます。

私は、役所におりますときに、もう大分たちますけれども、日米、日・EUの港湾運送の協議をちよとたまたま担当いたしました。船会社、港運事業者、それぞれの方がそれぞれの分野で、自分たちの所管するところについてはこのように改善をしていくんだというふうにもちろん努力をしてはおられるわけなんですけれども、全体でまとまった形になって、本場にそういう努力の積み重ねがユーザーの目から見ても使いやすいものになっているかどうか、そこところは実はなかなかうまくいかないことがあるというように私を強く感じました。その港運協議のときには、そういったことでアメリカやEUが、日本のそれぞれの部分の努力に対して不満を持って国際交渉になったというところでございます。

きょう御説明いただきました税関関係のこういう改善、AEO制度を含めての改善については、そんなにもめていることはないわけでございますし、アメリカその他の国とも、きょう御説明がありましたように、これからこれをベースにどんな連携を深められるということで、大変結構なことであると思っておりますけれども、財務省も関係各省も、どこもそうでございますけれども、目的は我が国の国際競争力を強化するためである、そして、ユーザーが使いやすいような制度をつくるためにやるのであるということをぜひ忘れないでいただきたいと思えます。縦割りのそれぞれの御所管の部分だけではなく、ユーザーの視点に立つて、どういうふうにするればこの港、この空港を使いたいと思うのか、そしてそれは、ひいては国際競争力の強化ということになります。常にそういう問題意識を持つてお取り組みをいただきたいと思えます。

最近、ジャパンをもじってジャパンなんだと言われるようなこともございますけれども、そういうふうには諸外国からやられることがないように、積極的に、前向きにお取り組みいただくことを心よりお願い申し上げます、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○原田委員長 次に、松野頼久君。

○松野(頼)委員 民主党の松野頼久でございます。きょうは、ちよと立法院の中での手続的な話を若干させていただきたいというふうに思っております。

昨当委員会におきまして、所得税法等の一部を改正する法律案、強行採決によって参議院に送られました。その参議院に送られた状態の中で、実は今、民主党は一つ法案を、同じような内容の別の法案を提出させていただいております。

お配りいたしました資料をごらんください。

まず、資料の一。所得税法等の一部を改正する法律案の取り扱いについて、実はこのような報道がございます、これは報道ですから事実関係はわかりませんけれども。

そういう中で、実は憲法五十九条というのがございまして、資料の二につけてあります。「衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。」いわゆる三分の二条項と言われるものであります。

きょうは、衆議院の事務総長、あと内閣法制局、参議院の事務局と来ていただいているんですが、この三分の二条項に対して、一枚めくって

ださい、「異なつた議決」とは、という、芦部先生という憲法学者の方がこのように述べております。「異なつた議決」とは、衆議院で可決して参議院に送附した法律案を参議院が否決した場合およびそれに修正を加えて可決した場合をいふ。要は、修正なり否決なり、いずれにしても決という、採決というものが必要だというふうに言っておるんですが、衆議院の事務総長、これは間違いございませんでしょうか。

○駒崎事務総長 お答え申し上げます。

これは、私は従来の例をまず申し上げたいと思いますが、従来の例では、法律案の再議決が行われたというのは、衆議院が、修正して回付してきて、それに対して本院の方で同意をしない、同意をしないので本院の議決案を再議決した場合がまず一点ございます。それから、参議院において否決した法律案、これは参議院が否決したということ、それに対して再議決をしたこととございます。それからもう一点が、参議院に送付後六十日以内に議決しないため、否決したものとみなして本院議決案を再議決した。この三通りでございます。

今お話しした件につきましては、事例としてはございせん。

○松野(頼)委員 今、聞く前に答えていただいたんですが、要は参議院において議決をしていない法律案が返付されてきたということはあります。

○駒崎事務総長 それは参議院においての取り扱いになろうかと思ひます。

○松野(頼)委員 いやいや、違ふんですよ。参議院で議決をしていない法律案が衆議院に返付をされたことはあります。ということですか。ないと思ひますよ、もちろん。

○駒崎事務総長 国会法の規定によりまして、参議院が議決しないときに、衆議院でみなし否決の議決をしたときには返付されてくるようになっております。

○松野(頼)委員 それは六十日たったということ

ですよね、答えてください。

○駒崎事務総長 これは憲法五十九条の四項で、六十日を経過したということでございます。

○松野(頼)委員 六十日を経る前に議決をされずに戻ってきたことはあるかということですか。

○駒崎事務総長 それは、これまでには事例としてはございせん。

○松野(頼)委員 次は、違つた視点から伺いたいと思ひます。めくつていただいて、資料の五をごらんください。

これは、国会法八十三条が昭和三十年に三項目つけ加えられたときの話なんです。要は、議決をするときには必ず法律の本書というものが要である。ですから、議決をしない法律が戻ってきていない状態で再議決はできないということなんですけれども、それはそれで間違いございません。

○駒崎事務総長 この昭和三十年の国会法の改正以降はそういうふうに行つていっていると思ひます。

○松野(頼)委員 この国会法八十三条に三項目加えられた後は、そういう例はないということですね。もう一回答えてください。

○駒崎事務総長 今のお話のとおりでございます。

○松野(頼)委員 それで、ちよとわかりやすく、資料の六から実際の法律案というものの現物の写しがつけてあります。

まずこれは、以前に参議院での民主党の議員立法、参議院での議員立法のタイトルですね、国民年金事業等の改善のために等々の。これが参議院で議決をされて衆議院に送られてきた法律案のコピーです。

次に、郵政民営化法案。これは衆議院で可決をし、参議院で否決をしたときの写しであります。要は、一枚めくつていただくと、まずこういう手続をとつて、否決をした通知をまず衆議院にした後に、もう一枚めくつていただくと、返付するという手続、手続を二重にやるわけです。否決をし

したというところを通知して、それから返付をするという手続をとるわけです。ですから、参議院議長が返付の手続をとらなければ法律は戻らないということ、これも間違いございません。

○駒崎事務総長 これは、返付は参議院議長から衆議院議長に送るということでございます。

○松野(頼)委員 今、参議院において民主党の議員立法を可決したときに、衆議院から送った閣法を否決したとみなす、そして三分の二で衆議院に戻して再可決をするというよう報道があるんですけれども、要は、そういうことが果たしてできるのかどうか。これは事務総長にお答えになれるのかどうか。これは事務総長にお答えになれるのかどうか。もし意見があれば教えてください。

○外山政府参考人 ただいまのお尋ねは、衆議院と参議院との関係に関する事項であり、また議員の提案に係る法律案に関する事項でございますので、当局としてお答えすることは差し控させていただきます。

○松野(頼)委員 そうなんです。行政府に聞く話じゃないんです。あくまでこれは立法府の中の手続の話だというふうに思っているんですが、要は、参議院における異なった議決とは、修正及び否決の採決がまず必要なんです。戻すためには、その採決をしていない法律を衆議院に戻すということは、事務総長、できるんでしょうか。

○駒崎事務総長 ただいまのお話でございますが、衆議院から送付した閣法が参議院にあるときに、要するに、一院の、衆議院の議決を経たものが参議院に行つていて、それをそのまま議決しないで参議院で参議院議員の提出法律案を、参法を衆議院に議決して送付してきたということがございます。その取り扱いにつきましては私はお答えいたしかねるところでございますが、衆議院規則によりますと、規則の疑義というのは議長が決するということになっております。これは衆議院規則の二百五十八条でございますが、「この規則の疑義は、議長がこれを決する。但し、議

長は、議院に諮りこれを決することができる。」となつておりますので、そういう今までに事例のなかったことが実際に起きた場合には、議長が議院に諮問して御協議されるなり、各党間でまず御協議されるということになるんだらうと思います。

○松野(頼)委員 それは、要は、その閣法は参議院から回付されてないわけですよ。回付されてないの、衆議院の議運にかかることはないんじゃないですか、回付されなければ。

○駒崎事務総長 その場合は、その参議院の参法が衆議院に送られてきますので、それとの関係で取り扱ひの協議ということが……(発言する者あり)その参法の取り扱ひとあわせて協議されるということは考えられるのではないかと思います。

○松野(頼)委員 では、最初の声部さんのあれに戻ってください、資料三です。

異なつた議決とは、衆議院で可決をし参議院に送付した法律案を参議院が否決した場合、それに修正を加えて可決した場合、要は、決が必要なければ、採決がなされなければ、その本書は衆議院に戻つてこないんですよ。

今出ている二つの法律案を与野党で修正をして採決をして賛成でもすれば、それは一つの法律となるわけですから、戻つてきて再議決という手はずになるんですけれども、さっき見たこの表題を、まあ事務総長に見せる必要もないかもしれませんが、表題を見てください。要は、右本院提出法案、もう一つは内閣提出法案、明らかに法律として別の法律なわけですよ。ですから、別の法律が送られてきたからといって、今、決をしていない法律がみなし否決をされたというの、余りにも飛躍した話だと私は思うんですが、もう一回整理をしてみてください。

議決をしていないから、一つの閣法は戻つてこないんですよ、参議院が抱えたままなんです。それで、一つの法案は、これは別の法律として衆議院に送付をしていくわけです。その送付を受け取つた段階で衆議院が、参議院にボールがある、本書がそつちにあるわけですから、本書があるま

ま決をとつたというのは、余りにもこれはおかしいのではないかと話をしてるんですが、もう一回御答弁いただけませんか。

○駒崎事務総長 今のお話は、対案関係であるかどうかというところで考え方が、全く別の法案であればそういうことなんですけれども、対案関係、明らかにこれは対案関係を前提にいたしますと、対案というのは一つの法律が成立するともう一方が成り立ち得ないということが前提になりますので、それで今までは、そういう対案関係で、閣法が参議院に行つていて、それと全くの対案を参議院で可決してこちらに、閣法をそのまま参議院に置いたままこちらに参法だけを送付してきたという事例がないもので、その事例がないものにつきましては、先ほど申し上げましたように、議運の理事会なり議院運営委員会御協議されることになるんだらうということでお答えしております。

○松野(頼)委員 その対案関係という規定は何かあるんですか。

○駒崎事務総長 いわゆる対案というのは、一方の案が可決したときにはそれと全く、もう一方の案は成り立ち得ないというようなことなので、その御判断というのはやはりハウスでされるものだろうと思います。

○松野(頼)委員 いや、聞いたことに答えてください。対案関係の場合の規定はあるんですか。

○駒崎事務総長 これは規定上はございませんが、やはりハウスで御判断されることなんでしょうと思います。

○松野(頼)委員 要は、みなしの規定があるのは六十日たつた、四項だけなんです。そうでしょう。議決をするか、みなしの規定が適用されるのは五十九条の四項の方だけ、六十日たつた場合、そのときには回付の依頼というのを衆議院から送つて、参議院から回付をしてくれと通知を出して、参議院から回付をする、これはちゃんと規定があるんです。それ以外に何か規定はあるんですか、対案関係の。もう一回御答えください。

○駒崎事務総長 これは対案とは違つたのですが、五十六条の四という国会法の規定がございます。各議院は、他の議院から送付又は提出された議案と同一の議案を審議することができない。これは同一の議案につきましてこういう規定がございますが、対案の関係と言うことはできません。

○松野(頼)委員 大体時間が参りましたので、いろいろな事実関係を議事録に残していただきました。過去に一度も例がないということなんです。これから行われるかもしれないと言われて、これは、過去に一度も例がない状態で、やはりこの五十九条の二項というものを誠実に運用していただきたいし、国会法八十三条というものが昭和三十年に導入された経緯というふうなものもしっかりと覚えていただきたいということをお願いいたします。簡単にすけれども質問を終わらせていただきます。

○原田委員長 次に、下条みつ君。

○下条委員 民主党の下条みつでございます。大変高貴な、非常にユニークといえますが、いろいろなお答えをいただいた後なんです。私、通常バッターとしてこの関税定率法の部分について時間の範囲内で御質問をさせていただきたいというふうに思います。もう既に同僚議員の方からもいろいろな御質問が出ました。時間の範囲内なので、手短かにさせていただきます。

この定率法というのは、牛肉とか、それからスベシャルセーフガード、輸入品の一つの枠を超えてしまつたものについては、コンニャクイモとか乳製品とかガードを入れておかないと、つくつてくる農家がつんと来る。これはもうもちろんオーケーであります。私もどうしても賛成したい、またはさせていただきたいという気持ちでいっぱいあります。

ただ、さっきのあの税関の水際取り締まりについて幾つか意見をいただいたと思いますが、そ

の中で私は、税関は、私の父も東京税関長をやったり、私も東京税関の柔道部の合宿に自分で行ったりいろいろしたんで、その人たちの生声を実を言うときから随分積み重ねてきておりまして、簡単に言えば、大臣、嫌な言い方ですけれども、隠匿のやり方がレベルアップするということか、非常に手が込んできているということです。

それから一つ私が言いたいのは、実際の数字というのが僕は好きなんです、麻薬とか覚せい剤とか不正薬物の摘発が約三百五、六十件、十九年、昨年ありまして、これは、件数はほぼ横並みなんです、一方で、押収した押収量というのが犯罪につながる一つのボリュームにつながっていると思うんです。量ですね。覚せい剤と大麻の押収量は前年比二二・五％です。去年一年で約倍になっている。そして、MDMAとかという向精神性薬等々の押収量は前年比九三・五％であります。つまり、件数はさることながら、実際にそれが入ってきて、摘発を皆さんの税関の努力でやっておりますけれども、日本まで莫大な量がどんどん入ってきている。これが数字の上での実際の姿だというふうに思います。

そこで、先ほどから若干出ておりますけれども、これに対して税関の職員の定数は、平成九年から十年間で見て、平成九年を一〇〇とした場合に、わずかに一〇四・二の微増でしかない。私は、その生声を聞いたり、実際の方々の本当にいろいろなメンタル面、精神的なプレッシャー、そしてそれが結果的に体に及ぼすいろいろなことをかんがみて、果たして、こんなに莫大に日本にいろいろな不正な物が入ってくるものを、今のままの職員定数で、このままいいのか。

このままでいいんだという意見もあるでしょう。あとはあなたたちの努力でやりなさいということもあるかもしれないが、大臣が普通にお考えになっていただいて、十倍もふえちゃっている、かつ、麻薬なんか約倍以上ふえているんであります。前年比ですよ、十年前じゃない。一方で、実数的に言えば、税関職員はおまえそのままだとび

しゃっと切られている。ですから、簡単に言えば、いろいろなサービスの、言いにくい残業を含めた、メンタル面を含めたいろいろなプレッシャーがかかっているんじゃないかなと思っております。

まず、その間の間から大臣の御所見をいただきたい。このままでいいのか、定員の部分ですね、これをお聞きしたいと思います。

○額賀国務大臣 これは、下条先生のおっしゃるとおり、やはり海洋国家日本としては、水際でそういう不正薬物、鉄砲、それからテロ関連の物、物資、大量破壊兵器等々について阻止をして、国家と国民の安全を守るということは基本だと思います。その上で、そのためにさまざまな機器、先ほど先生がおっしゃるように、コンピューター化されるというか、近代化されるというか、そういういろいろな進んだやり方が入ってくるわけでしょうから、そういうことを巧みにというか、きっちりと捕獲できる機器も要るでしょう。と同時に、やはり人も要るんだと思うんです。

そういう意味では、我々もそういう方向でこの定員については、二十年度においても純増で五十五人という形にしております、最近ふやしておりますわけでございます。考え方としては先生と同じ考え方をしているわけです。

○下条委員 ありがとうございます。五十五名純増、それでいいかどうかと思うんですね。

私はなぜこの質問をするかというと、いろいろお聞きすると、税関の方々は、いろいろな試験をして体験を通り越してきて、最終的には、最後は勘であるというところに落ちつくらしいであります。私は税関でチェックされる側の口なのでよくわかります。チェックする側はそうである。観察眼の勘が最後になってしまふ。そうなる。例えばどうしてもペテランに頼るということになりますし、ペテランも年齢がどんどん上がっていく。

私は、このままで、押収物件が十倍とか何倍になっている状態の中で、人間だけのスキルアップ、人間だけの勘、人間の方々の神経の消耗、そしてその人たちの汗だけに頼っているだけではちよつと税関としてどうなのかな、もしくは政府として、わかっているならもうちよつと何か使えないかなというときに、例えば昨年八月、大阪港で海上コンテナの製材の中から、覚せい剤が百五十四キロ、大麻が二百八十キロ、MDMAが六十八万八千錠、トータルにして約六百四十一キロという過去最大の摘発をなさった。これに威力を発揮したのが大型エックス線検査装置というのなんです。これは日本全国で十三の港に十六台だけ配備されている。だけであります。

ということでは、僕はこれはこれで皆さん努力で積み重ねてきていると思うんですが、税関の目をくぐるのはやはりいろいろな港もあるでしょうし、本当にこの台数だけでいいのか、ほかに港はたくさんあるんじゃないのかというのが私の気持ちであります。

ですから、例えばこの大型のエックス線検査装置をもう少しふやすことによって、税関の日ごろからいろいろなプレッシャーやいろいろな体のを押してやっている方々のいろいろなサポート、サブになるんじゃないかということが一つあると思うんです。ですから、この台数は何とか、徐々にすけれどもふやしていただきたいなど。

それから、先ほど同僚議員からニューヨークのテロの話が出ましたけれども、一番怖いのは、確かに金属探知機で通過するのはいいんですが、でも、もしこれがプラスチックだったらどうするのですか。例えば、大臣がイギリス・ロンドンに行くときに、同じ飛行機にプラスチック爆弾をのみ込んだテロの人がいた。これは余りいい話じゃないのでさつと大臣聞いていただきたいです。余り気分よくないですね、一緒の飛行機にテロが乗るといのは、くぐるのは、金属探知機をくぐりますよね。だけれども、プラスチック爆弾をのみ込んでいますから、こんな小さいやつ、ばあんといけば、腹も割れるけれども、近くのも穴があいて、いきなり飛行機がひっくり返るというか爆

破される可能性がある。

これなんかは、私がお聞きするところによると、税関の方々が言うのは、大量にたくさんめば、大麻とかというのは、ちよつと動き方がおかしいとか目の動きでわかる。だけれども、自分が死のうと思っている特攻隊の方々にとっては普通であります。ただのみ込むだけ。これは今のシステムではチェックできないんであります。つまり、プラスチックですから金属探知機に何にも反応しない。背広を着て普通の格好で通過してしまえば、わからないわけです。

私は、前もちよつと話したかもしれませんが、会社に入ったときの同僚がテロでニューヨークで十八人死んでおりますので、非常にこの問題には意識を持っております。相手がアルカイダみたいな、自分は死んでもいいという人であれば、プラスチックをのみ込むことなんて何でもないであります、このぐらいのものであれば。それは、のみ込んで飛行機のところに行つてチェックを通過してそのまま乗れば、どかんと来る可能性が大変にある。

ではどうするんだというときに、これは、勘もさることなんですが、やはり先進技術に頼る必要があるんじゃないかというふうに僕は思っています。

例えばこの開発、今はどこまで実を言うか開発されているかわかりませんが、やはり、海外を含めて、日本政府としてこういう摘発するものに対する開発やその機械の導入、これはいろいろな部分で後で効いてくると思います。私はきつと効いてくると思います。宣言しておきます。

大臣、例えば医療機器でMRI、これは、通っている患者さんにいろいろな放射線を浴びせなくていいものです。電磁波ですから、磁気ですから、何の健康上も問題がないわけです。例えば妊婦の方も問題ない。ですから、そういうものは確かに高いかもしれない、何億もしますから。そういうのを含めてこの委員会が税関の部分の議事録にしつかり残していただきたいと思ひますし、ま

た同時に、この部分についてかなり早く取りかかるべきじゃないかなと思つています。

というのは、海外で今行われているテロも、大臣の方がよく御存じでしょうけれども、大変に手が込んできています。そして、極端な話、いろいろなものをやることによって金属探知機を逃れるものも開発されている。私も耳にしております。と同時に、プラスチックの部分はMRI等々で見かれないわけでありまして。相手の、やはり身ごもった方の女性の問題もあるでしょうし、放射線を浴びさせる個人の権利の問題もある。

この辺をぜひ、今言った部分を含めて、この定率の関税のものは賛成であります。今後についてぜひ政府の側から、行政府の方からこの問題についての検討課題として御意見を聞きたいと思つています。いかがでございますか。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

先生のお話、まことにこともつとまでございまして、私どもにおきまして、爆発物あるいは大量破壊兵器等のテロ関連、あるいは薬物、あるいは銃砲、さらには知財侵害物品等々、これらにつきまして、限られた人員の中でどうやっていくかということでございます。

まず、エックス線の話でございますけれども、これは、大型エックス線は今十六台でございますが、可動型等々もつとたくさんございまして、エックス線全体でございますと約二百四十四ございまして、大型の分は、使い勝手が余りよくないというところに問題がございまして。

それで、諸外国におきましてはこれは可動型があるのですが、日本の場合、いわゆる放射線等、エックス線が漏れるという問題等もございまして、こゝら辺の問題を少しクリアしなきゃいけないかなというふうに思っているわけでございます。専らこれからは、移動型等々を含めて重点的にやっていくかな。さらに、車載式的後方散乱線といまして、いわば移動型なんです。コンテナをそのまま置いておいて、それでざつと透視できる、こういうのも今やつてござ

います。

あと、先ほど、人間の話だけでございますけれども、私も、昭和五十四年から麻薬探知犬を入れてございます。これは約百二十頭ちよつとございまして、このうち、今八頭でございますが、爆発物の探知犬にございまして。

さらに、爆発物の探知装置等これらの検査機器を重点的に配備しているというところでございまして、ただ、先生がおっしゃるとおり、まだまだこれは足りない分があるわけでございますので、今後、こゝら辺の開発等を含めてやっていかなきゃならぬ。ただ、私どもは財務省でございますので、そういうところはなかなか知恵が回らないのが正直なところでございまして。

したがって、総合科学技術会議等々と相談いたしまして、いろいろな研究機関の先生方から成ります、検査機器に関します懇話会というのを二年前ぐらい前に設置いたしました。その結果を踏まえまして今やっておりますのが、テラヘルツ波といまして、ごくごく短い波ですね、物質を透過する能力を有しますこのテラヘルツ波の機器を開発いたしました。これは、私ども、十六日にある郵便局に今入れて試験を行っているというところでございまして。

さらに、今は犬の話の申し上げましたけれども、犬の場合でございますと、とにかく暑かったりしますとすぐへたつたりということもございまして、バイオセンサーというのを少しやってみようかなということ、これは、九州大学の先生と相談して今やりつつあるわけでございます。

いずれにいたしまして、そういう先生が御指摘のような先端技術につきまして、こういう専門家の方々の知見をかりながらどんどんやっていくかなというふうに思っているわけでございます。諸外国等の動向ももちろん見ながらということでございますが、探知技術の研究開発ということになりますと、これは、私自身もいろいろちよつと勉強させていただきましてけれども、割と機密性が高いというところもございまして、

て、諸外国、特にアメリカでございまして、なかなか出たがらないという向きもございまして。

したがって、こういう点を含めて、さらにもう少し関係のいろいろ専門家の方々等を含めて開発していただきながら、有効な検査機器の導入を図りたいというふうに考えてございまして。

それから一点、先生の御指摘のプラスチック爆弾の話でございますが、きのうのお話を伺ったものですから、きょう早速私も東大の先生にちよつとお伺いしたのでございまして、確かに、今現在では探知がなかなか困難と。私も、いわゆる巻きつけと云つておりますが、回りに巻きつけたら、こういうものは大体すぐ見つけたり、あるいは、のみ込んで、それで胃が異常だということになりますと、やはりそれなりに皆勘でわかるということでございます。

いずれにいたしまして、先生の御指摘を踏まえて、新しいこういう事態を考えつつ、さらに一歩前進、二歩前進ということをやつていきたいというふうに考えております。

○下条委員 ありがとうございます。

ワンちゃんその他はそれとおりでありますし、大変いい形になっておりますけれども、私は、犯罪の防止と同時に、一番大きな被害は、やはり爆発されてしまうということだと思つてます。ですから、一つの知恵としてこの場をかりて申し上げたのは、MRIであれば、あとはPETとか、こんな小さい米粒のような悪性腫瘍も医療技術でわかるものもありますし、ですからそこは、逆に言えば、大臣の算段次第だということに思ひますので、やはり大きいところにはそういう人物も、放射線と関係なく、磁波で、磁気波でチェックできるシステムを近い将来にどんどん入れていく必要があるんじゃないかというふうに、この場をかりて、大臣を含めて御提言させていただきたいと思ひました。

次は、例の、第三国に日本を経由して知的財産侵害物品を捜査取り締まり対象に追加するという

件であります。

これは物すごくいいことだと思ひます。今までは、ある意味ですかさずかになっていったところもあった。これまた数字でいきますと、知的財産侵害物品の輸入差しとめは、去年で二万二千六百六十一件、前年比一五・七％増ですね。五年前と比べればもう三倍以上になってきちゃっている。三倍以上と入ってくる。ですから、これをすかさずの日本経由ではかの中国やどこかに運んでいくことはきちつとめなくちゃいけない、こういうことだと思ひます。

ですから、実を言うと、これも先ほどの話と同じで、単に怪しいものに対して勘だけでやるのはどうか。やはり、従前から言われている在外公館とか警察とか公安とか、それから関係省庁と連絡を密にすることによって、三本の矢矢になつて強くなるというふうに私は思ひます。

この辺ももう今までの討論で出ましたので、この辺は引き続き回答していただかなくて結構ですが、ぜひ連携を強化していただきたいということを要請したいというふうに思ひます。

次は、先ほどから出てきているAEOの話であります。

これは、手続を優良な先に対しては通関のときに簡略化して、それでどんどん国際競争力を高めようじゃないか、大変いい話だと思ひます。

そこで、このAEO事業者の認定基準、これは、ざつといくと、過去三年間違反ないよ、電子通関システムの導入だよ、それで法令遵守規定の定めがあるとなつていて、つまり関税でいえば、優良ドライバーであればこの部分については認定基準でいいですよ。それで、平成十三年に始まった輸入分野では今五十四社が対象になつていて、おとしの十八年から始まった輸出分野では八十三社が認定基準を受けている、こういうことでお聞きしています。事後チェックや立入検査によつていきなり取り消しもあるんだと、大変けつの方もきちつと締めている形ではないかなと思ひます。

そこで、これは先ほどもちよつと出ましたけれども、セキユリティーをきちつとすることと手続を簡素化するというのは、実を言うと相反するところに出ていると思うんです。つまり、すべてをきちさにやれば、それだけその手続に手間がかかる。だから、今言ったAEOというので、輸出、輸入の対象者に対して、ではできるだけ簡単にやっちゃえ、どんといつちやえと。

ただこれは、本当にまさに相反するところがあると思うのは、相手の業況が一年でがらんと変わることもあります。また、この間は公益法人の中で幽霊法人みたいなことを僕は言いましたけれども、いろいろな意味で会社を明け渡す場面は幾らでもある。

そこで、この手続の簡素化とそのセキユリティー管理の相反する部分についてやはり確固たる規定を設けておかないと、気づいたときにいきなり手を下していくようでは、その間にどんどん入ってきてしまう。何年か前に優良にしたからもういいや、通関どんどんいいぞ、全然オーケーだぞというわけにいかないんじゃないかと思うんです。

ですから、この辺を、三年違反ないよ、電子通関システムの導入だぞと言うかもしれないが、その後にあつた部分のチェック機能について財務省としてやはりきちつとした最後までのフォローをやっておかないと、一たん通過したものは、今、車の免許でさえ、簡単に言えばシルバー何とか、いろいろ細かいチェックがあるわけです。一回通過しても、相手の会社がシルバーになることだつてある。もしくは、言いにくいですがけれども、わからなくなつちゃうところもあるわけです。そのチェックシステムをただ抜き打ちだけで私はいいいかなと。いろいろな税関の方が頑張っている、いろいろな機械を置いている、いろいろな投資をしている中で、この部分というのは結構後々抜け道になるんです。

このお考えを、フォローのお考えを含めて大臣にお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○額賀国務大臣 それはおっしゃるとおりだと思います。一定の時期に認証していけば、それは、セキユリティーが同じパターンであれば必ず抜け道が出てくるわけですから、だから、事後チェックで、立入検査をするとか、あるいは各企業の内部監査をきちつとしてもらうとか、いろいろなことはあるけれども、今先生のおっしゃるように、きちつとそういうAEO制度が発展的に拡大していくためには、セキユリティーと簡素化していくことが両立していかなければならない。そのところは、先生の知恵もかりて万全を期していくようにしていかなければならないというふうに思います。

○下条委員 ぜひよろしくお願いします。これは時間がきようは余りないのであれですけども、一たん通過した証書がそのまま永久にいくというのが一番怖い。大臣、抜き打ちというのは少ないんですよ。手間がかかる。物すごい量をやっていくわけですよ。それで、どんどんふえていく。さっき言ったように、向精神何とかとかというそういう麻薬なんかは十倍になつちやうていふんです。たつたの一年間で。それだけ負担がかかっている中で抜き打ちの方になかなか行かないんです。一たん証書が通過したら、もうそれでいいじゃないかと。だんだんその面が薄くなつていくうちにいろいろなものが簡単に入つてきちゃうようではちよつと困るかな。

ですから、この部分については、今御決意いただいたので、今後の課題の中で、推し進めている中のブッシュをしていただく部分にぜひしていただきたいと思つております。時間があつちよつとしかないので、最後に、これは、この委員会が財務金融委員会なので、次に、金融に關して一点だけお聞きしたいと思つてます。例の新銀行東京の話であります。

これは、いろいろお聞きすると、東京都の知事が、もしつぶしちゃうと一十億かかる、だから、三年間で一十億以上の赤字をつつたんだけれども、今四百億やつた方がいいんだよ、こういう議論を今都議会です。

論を今都議会です。ちよつと業況を見た感じでは、三年間で貸し付けたもしくは保証した会社が約一万三千社ある。そのうち、その会社が赤字になつたり債務超過になつちやうた、それが、貸した中の四三%に当たる五千六百三十五社にも上がつっているわけです。

この問題は、実を言うと日銀検査がもう入っているわけでありまして。日銀検査が入っているのはそれはいいんだ。だけれども、問題は、その上にある金融庁が、今これだけ問題になつて、さらにこれに四百億入れれば全部うまくいくのか、それとも、清算して一十億で終わらせるのがいいのか、その議論に立っている中で、このまま金融庁がこれを見逃していいのかわからない感じが私にはしています。

といいますのは、既に議事録の中で、今、自己資本比率が一七・三だけれども、来年には四%になつちやう。がたがたになつちやう。これはちよつと専門的ですけども、引き当てる部分に当たるわけですよ。その資本比率は落ちる。それでこれは、BIS規定、昨年新しくなりました新BISもありませんが、そういう意味では非常に悪くなるから、今資本を上げて、四百億都民の皆さん出してくださいます。家族も含めてここに東京都の住民である人もたくさんいるでしょう。そういう人たちの負担にしていまいかなんかです。

もう一度言います。たつた三年間で一十億円の赤字を持っています。今貸し付けている、保証している先の四三%、もう既にどんと来ちやうてい先に対してさらに東京都知事は、御子息もいらつしやるので言いくいんですが、さらに四百億を入れれば、傷口は今つぶすよりも少ないと都知事は言っているわけです。

でも私は、ちよつとだけ金融をかじつた男としては、これは相当臭いんですよ。だって、三年間で一十億ですよ。貸した先、今現在で四三%。というの、貸し金というのは、言いくいけれど、今貸していても、条件変更して、八カ月間金利を納めなくていいですよというやり方ができるん

ですよ。そうすると、そういう幽霊な、ぐあいが悪い先は、私は、実を言うともつともつと眠つていふと思ひます。

だから、ここでやはり私は何を言いたいかというと、金融庁として、これだけ問題になつていふんですから、きちつと日銀検査、日銀法の四十四条の三項、あれで請求できるわけですよ。そして、ただ受け身じゃなくて、きちつと中にメスを入れるような状態にしないと、これは大変になるんですよ。これは三千億とか四千億になりますよ。宣言しておきます。

その部分について金融庁のお考えをお聞きしたいと思ひます。お願いします。

○西原政府参考人 お答え申し上げます。

私ども、決して放置しているわけではございませんで、私どもは、いろいろな情報をもとにしながら、つかんだ情報に關して、必要に応じて相手に対して改善を求めたりとか、その取り組みを促しているというところでございます。

ただいま御質問のありました日銀法の四十四条に基づいた検査結果、これについて要請をしているのか、こういうお話でございました。

この点につきましては、個別の金融機関の日銀検査に關しまして当局としてそれをどのように取り扱っているのか、こういうことにつきましてはコメントは差し控えていただきたいと思います。コメントは一般論として申し上げますと、当局と日銀との間におきましては、必要に応じて適切な連携を図っていくということでございます。

○下条委員 ありがとうございます。

もう時間が来ているので最後になりますが、要は、監督局長を含めて、これはこのままじゃいかぬですよ。私は、皆さんよりちよつとだけ、民間に二十年いたつたので、これは本当に臭いんですよ、本当に臭い。だから、これはきちつと金融庁からメスを入れて、その部分を、今、都議会はおも予算について来週に議決するかもしれない。二十六日が採決の日ですけども、これはもつともつとリーダーシップを持って、どかんと来る前に、ま

た、先延ばしの前にぜひメスを入れていただきたいというのを最後にお願い申し上げまして、時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○原田委員長 次に、階猛君。

○階委員 民主党の階でございます。

きょうは関税がテーマでございますが、本題に入ります前に、最近の為替相場に関する政府の姿勢などをちょっと伺いたいと思います。

まず、額賀財務大臣、今の為替相場なんです、円高と考えていらっしゃるのか、それともドル安と見ていらっしゃるのか、あるいはいずれでもないか、と見ていらっしゃるのか、どれでありますか。

○額賀国務大臣 基本的には、ドル安に伴う円高傾向という形で見ております。

○階委員 今、ドル安というお話がありました。今、一ドル百円を切るような状況になっておるわけでございますけれども、このドル安が日本経済に与える影響をどのようにお考えでしょうか。

○額賀国務大臣 二月のG7においても、為替相場の過度な変動というのは世界の経済成長に望ましくはないという共通の認識を持っております。最近の相場の状況は過度な動きではないかという認識をしております。懸念を持っております。米国では、ブッシュ大統領もポールソン長官も、ドルは強いことがみずからの国の利益につながるということを再三言っております。

私どもは今、こういう為替相場、株安、あるいはまた原油高、米国のサブプライム問題に端を発する金融不安、あるいは経済の減速懸念、そういったことをきちんと注視しながら対応していきたいということ、もう一つは、米欧と我々も緊密な連携をとっていくことが大事であるというふうな思っております。

○階委員 米欧との緊密な連携というお話がございましたが、例えば、今のドル安への対応として、より直接的な手段としてドル買い介入なども

ありますが、為替介入に対する大臣のお考えなどございましたら、お聞かせ願えますか。

○額賀国務大臣 為替介入についてはコメントを差し控えていただきたいと思います。

○階委員 為替介入、ドル買いをするかどうかに関しまして、実は私、昨年の十一月七日にこの委員会で大臣にお尋ねした際、日本の外貨準備高、約九千五百億ドル、百十兆円程度の残高があるというお答えをいただきました。また、一円円高になると評価損が〇・八兆円ふえるという政府参考人の答弁もいただきました。それを踏まえて、外貨保有によるリスクが大き過ぎるので外貨準備を減らすべきではないか、そのような指摘をさせていただきました。

そのとき大臣は、為替相場に影響を与えるという理由で否定的なお話でございましたが、それから約四カ月たつわけでございます。当時は一ドル約百十六円で、今は一ドル百円として計算しますと、〇・八兆円掛ける十六ですか、十三兆円ぐらい評価損がふえている計算になります。そういった中でドル買い介入ということとは、外貨保有のリスクをさらにふやすということ、なかなかそういうことはしづらい。要は、為替介入については手足を縛られているような状況ではないかというふうにお考えのわけでございます。

この点につき、御所見でございますでしょうか。

○額賀国務大臣 おっしゃる通りに、我々は、為替相場それから我が国の円の安定のためにそういう外為で特会という形をつくっているわけでございまして、階先生の分析は分析としてよく受けとめさせていただきましても、コメントは差し控えたいと思います。

○階委員 なかなかこの点についてはしっかりと話を聞けないんですけれども、このドル安の背景を考えてみますと、皆さん御案内のとおりで、サブプライムローンの焦げ付きを契機として、米国で金融不安が広がったということがあるわけでございます。

それで、この問題を解決するために、財務大臣

として米国の金融財政当局に何か提言などをするお考えはありますか。

○額賀国務大臣 これは、先般の二月のG7の会議におきましても、私は議長国の立場として、アメリカのサブプライム問題が今後どうなっていくかということについて世界じゅうが心配をしておたわけでありまして、リスク管理あるいはリスクの再評価の問題があつていられるわけでございます。それから、日本の場合の不良債権の処理の経験を通りまして、情報の開示、それから、我々は公的資金を投入して、市場の安心という信頼を取り戻して金融市場の安定を取り戻したという経緯があります。そういうことをぜひ参考にして、アメリカの金融市場あるいは世界の金融の安定化に努めてほしいというふうな話をした経緯があります。

○階委員 私も十年前、日本の金融不安のときにまさにその渦中におりましたけれども、やはり、最終的には公的資金の導入ということが問題解決に大きくつながったと思つていられるわけでございます。

それで、今大臣の方から、そういうお話もしていただくことでございましてけれども、今現在、アメリカの政府は、利下げはほとんどやっていませんけれども、公的資金の投入というところまでは踏み込んでいないわけでございます。

十年前、我が国の金融不安の当時は、米国の当時のルービン財務長官、こういった方が当時の宮沢大蔵大臣に金融機関への公的資金の注入を強く求めていたわけでございます。今度は逆の立場になったわけで、我が国の方からパートナーであるアメリカに対して公的資金の注入などを求めると強く提言して、金融不安の払拭に努めていくべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○額賀国務大臣 私の感触では、米国は日本から何を学んでいるのかというと、一つは、日本の不良債権処理というのはソフトランディングのなところがありました。それで、九八年のあいいうアジア通貨危機を迎えて、これではいけないという

形で不良債権の処理を本格的に始めたということがあつたと思つていただけます。アメリカはむしろその逆で、そういう問題が起これば、きちんと流動性を確保して対応していくという、日本とは逆の立場で対応しているのかなという感じを持っております。

公的資金云々については、この前のG7で日本の教訓としてお話をさせていただいておりますので、それ以上私から言うことはありません。

○階委員 ぜひ十年前の我々の貴重な教訓を今のアメリカに授けていただいて、そして、一刻も早くアメリカ発のこの今の経済の不安定な状況を解決するようにぜひイニシアチブを発揮していただいて、今のお話だと何か、一言言つたからもうこれ以上はというふうに伝わりましたけれども、もともと頑張つていただければなと思つております。

それでは、本題の関税のお話に入ります。

まず、また暫定税率という我々にとつては何か余り好ましくない言葉が出てきますけれども、関税の関係の暫定税率がそのまま廃止になつた場合、税収や国民生活にどのような影響が及びますでしょうか。

○額賀国務大臣 先ほどの米国の問題については、緊密な連携をとつて、お互いにこれは緊迫感、緊張感を持つて対応していくことが大事である、そういう共通の認識を持っております。四月の十一日にはワシントンでG7の会議が行われます。

それで、今の暫定税率の話でありますけれども、国民生活に非常に密着した品目の税率が、結果的に暫定税率が失効した場合には引き上がったいくことになるわけであります。

輸入額とか額とか数量がこれまでと同じ程度であるというふうな機械的に計算をいたしますと、二千億円ぐらいの増収になる。主な品目に係るものでは約千六百五十億円、それから加工再輸入減税制度、これは二百九十億円、航空機部分品等の免税制度二十億円。それから、そのほかでん粉等

の農産品に係る特別緊急関税制度が失効するとどういふふうになるかという、国内産業の保護に重大な影響が起こる。これは、輸入価格が一定水準を下回る場合とか数量が上回る場合に自動的に追加関税が上がるというシステムであります。国内保護ができなくなるということでございます。

非常にわかりやすく言うと、例えば牛肉の場合ですと、ステーキ用肉百グラム当たり約十五円上昇する。それから紙巻きたばこですね、一箱当たり約十二円の上昇になる。日常生活に關係するようなことではそういうことになります。

〔委員長退席、田中(和)委員長代理着席〕

○階委員 暫定税率、いろいろな品目があるようでございますが、例のガソリン税のように、延長を繰り返して長く続いているものにはどういふものがあるのか、期間もあわせてお答えいただけますか。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

関税の暫定税率といいますが、もともとは昭和三十五年に、貿易自由化に合わせまして、これへの対応措置ということで、暫定的に、例えば関税割り当てをセツトするとかいような議論で決められたものでございます。

現在、この三月末に期限が到来するのが四百十七でございますけれども、内訳は、いわゆるウルグアイ・ラウンド、十三年前でございますが、九五年以前に合意されておりますような、一定限度までは低税率、無税の枠を設けて、それで、それより高い税率をとる、二次税率は高い税とする、そういうのが六十六ございます。

それからまた、ウルグアイ・ラウンド合意に基づきましていわゆる自由化して、これを関税化したというものがございまして、これが八十七品目でございます。

それからあと、国家貿易品目というのがございまして、これが百五十七。さらには、ウルグアイ・ラウンドの際の關係国との合意に基づきまして引き下げを約束いたしました五十一品目、これ

には例の牛肉なんか含まれます。それから、その他が五十六ございます。

古いものということで申し上げますと、例えばトウモロコシでございますが、これは昭和四十年改正におきまして、輸入のトウモロコシを原料といたしますコーンスターチの生産が急にふえたということございまして、では、これは国内の産業では何が困るかということでございまして、これは、国内の国産の芋でん粉を保護するというところで、枠内税率を一〇％といたします関税割り当て制度を導入して、その後、国際交渉等の結果等を踏まえまして、累次の税率引き下げあるいは枠の拡大をやっているところでございます。

もう一つ申し上げますと、プロセスチーズの原料用のナチュラルチーズでございますが、これは、国産生乳の安定的な引き取りを確保する観点から、昭和四十五年改正におきまして、枠内税率を一〇％といたします関税割り当て制度を導入しております。その後四十七年に枠内税率は無税とする等々の措置を行いまして、ウルグアイ・ラウンド以降ずっとそのまま継続しているわけでございます。

それからあと、鉛、亜鉛等につきましては、昭和三十九年度の改正におきましてスライド関税というのを導入いたしました。この税率につきましても、時々見直しを行った上で今に至っているということでございます。

なお、品目数でございますが、実は、ウルグアイ・ラウンド、九五年からスタートしているものでございますが、これ以前は五千数百品目ございました。これを大幅に見直しまして四、五百にしたという経緯がございます。

私どもの今の考え方は、今ドーハ・ラウンドをやっておりますが、今後、この終了とあわせまして大幅にまた見直しをいこう、こういう考え方でやっておるわけでございます。

○階委員 自動車関係の暫定税率でも議論になっ

たことですが、暫定といながら、廃止になると国民生活に影響が大きいなどとして長年延長を繰り返してきているわけでございます。今、将来に向けて見直すという話ではございしたけれども、本当に必要な税金であれば、国民的には、暫定というまよわしの表現ではなく、本則の税率にすべきではないかというふうに考えるのでございますが、大臣、この点についてどのように思われますか。

○額賀国務大臣 租特とかそういうものは、ある政策目標を達成するために特例的に定めているものでございますから、本来はやはり整理をしていくことが望ましいんだというふうに思います。

だから、これはきちつと点検をして、本当に必要なものであるのかどうか、国民生活や経済の発展のために資するものであるのかどうか、国民の皆さん方に納得していただけるものであるのかどうか、そういう観点からこれはきちつと見直していくことが大事であるというふうに思います。

○階委員 今、非常にいいお話をいただきました。ぜひ、そういったことで自動車関係の暫定税率もじっくり見直していただければと思います。

この暫定税率の關係とはちよつと離れるのですが、今回、加工再輸入減税制度の三年延長というの盛り込まれております。これも、原材料の生産業者にとつてはこれが恩恵になると思われれるのですが、一方で、海外で加工、組み立て、これの外注を促すということで、国内のこういった加工、組み立て産業の衰退を招くのではなからうかと思つてございしますが、この点についてはどういった判断でございしましょうか。

○青山政府参考人 また少しちよつと歴史の話を申し上げますと、加工再輸入減税制度でございますが、昭和四十四年度に、我が国と外国との貿易の拡大均衡に資するためということで、国際分業体制の確立を目指して、まずは機械類の一部を対象に行われたものでございます。その後、この対象範囲を拡大しておりますが、現在では、繊維製

品とそれから皮革関係でございます。

先生御指摘の、今の国内産業との關係というところでございますが、むしろ生産の海外展開をせざるを得ない状況にある。したがって、国内に残すべき部分と海外で生産する部分というものを分けまして、国内の加工産業の実態を十分に勘案した上で、むしろこれは、国内の産業を逆に推進するという観点からの制度に今はなつてございます。

例えば皮革産業でございますが、これも、国内のなめし革の業界の保護という観点から、今やもう加工賃がかなり高くなつていふということもありまして、これを海外展開する、そういうのが実態になつてございます。

今回も、この拡大ということをお願いしているわけでございます。

○階委員 あと、環境問題への取り組みも今回の改正法の中に入つていふと思ふんです。

具体的には、バイオE T B E の価格競争力を向上させるという理由で輸入関税を廃するというお話がありますが、これにより、どの程度バイオE T B E を混合したガソリンの価格が下がるのでしょうか。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のバイオE T B E、エチルターシャリーブチルエーテルでございますが、これは、ヨーロッパで使われているバイオ燃料の一種でございます。ガソリンの添加剤ということでござい

ます。御案内のとおりでございますが、二〇一〇年までに五十万キロリットルを原油換算で導入するというところでございまして、混合率によつて異なるものでございまして、一概にどれぐらいになるかというところは計算するのは難しいわけでございますが、あえて、輸入価格一リットル当たり百円、七％ガソリンに混入する、これは石連の前提でございます、といたしますと、リッター当たり〇・二円の免税といふますか、減税措置になるといふことでございます。

○階委員 その程度で果たしてどの程度バイオE

TBE混合ガソリンの使用量がふえるのか疑問に思うわけですが、財務省として、ほかに環境問題対策として税制面においてどのような取り組みを行っているのか、大臣、その点についてお聞かせ願えますか。(額賀国務大臣)パイオ関係ですかと呼ぶ環境保護のための税制ということ。

(田中(和)委員長代理退席、委員長着席)

○額賀国務大臣 先般衆議院で可決いただいた税制改正法案では、環境問題などの国民生活に配慮する税制措置の一つとして、パイオ燃料の導入を促進する観点から、パイオエタノールそれからまたパイオE.T.B.Eを混合して製造される揮発油について、揮発油税を軽減するという新しい措置をつくっております。これによって、揮発油等の品質の確保等に関する法律の改正、所要の制度整備を踏まえて行っていくこととありますが、これによって税制の軽減措置が実現していくことと思えます。

具体的には、パイオ燃料に含まれるエタノール、パイオエタノールに相当する揮発油税等を軽減するし、揮発油等の品質の確保等に関する法律によってエタノールの混合上限は三%とされておりますから、三%までパイオエタノールがガソリンに混合された場合、パイオエタノール相当分の揮発油税がリッター当たり約一・六円軽減されるということになります。

○階委員 時間が参りましたので、最後の質問とさせていただきます。

今回、臨時開庁手数料を廃止するというところで、夜間、休日などの通関需要が一層ふえるというふうに思われるわけです。また、水際取り締めまりも強化されるというお話でした。そういった問題に対応するためには、職員教育であるとか勤務体制の整備などをきっちりやる必要があると思いますが、この辺についてはどのように取り組んでいくつもりでしょうか。

○額賀国務大臣 これはもう階委員がおっしゃるとおり、税関においてきっちり仕事をしていく

ためには、人員配置を含めた勤務体制、それから職員の教育が大事であるというふうに思っております。

厳しい財政事情ではありますが、定員の確保、予算の確保、機構の整備、適切な人員配置等々に全力を尽くしてまいりたい、そしてAEO制度の充実と研修を続けてまいりたいというふうに思っております。

○階委員 これで終わります。どうもありがとうございました。

○原田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

AEOという制度が導入されたのが七年前の二〇〇一年三月であります。特例輸入者に対して簡易申告制度が導入され、貨物の到着前に申告許可が可能となり、納税申告前に貨物の引き取りなどができるようになった。続いて二〇〇六年三月、特定輸出者に対して、貨物がどこにあっても輸出申告を行い、輸出許可を受けることができる特定輸出申告制度というのがつくられた。

それで、今回の改正、これは特典を受ける対象となる事業者を通関業者や運送業者にも拡大し、AEO通関業者あるいはAEO運送者、こういうものをつくるということだと思っておりますが、このように理解してよろしいかどうか、まず大臣に伺います。

○額賀国務大臣 そのとおりです。

○佐々木(憲)委員 それでは、これまで認められた特例輸入者、特定輸出者、これは何社ありますか。また、新たな対象となる通関業者は何社あるか。それと、特例を認められるための基準、これはどういうものか説明をしていただきたい。

○青山政府参考人 お答え申し上げます。

特定輸出者でございますが、昨日現在で八十三社でございます。それから特例輸入者でございますが、五十四社というふうになってございます。さらに通関業者でございますが、現在八百七十七社でございます。

それから、要件の話でございますが、通関業者の話で申し上げますと、通関業者が認定通関業者として税関長の認定を受けるためには、過去三年間、関税法等の法令違反がないこと、それから二番目でございますが、電子システムを使用して通関手続を行うこと、あと輸出入に関する業務について法令遵守規則を定めていること、それから通関業者として三年間の業務実績があること等を要件としているわけでございます。

以上でございます。

○佐々木(憲)委員 要するに、コンプライアンスの体制が整備されている、これが絶対条件ですね。

○青山政府参考人 そのとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 配付資料を見ていただきたいんですが、これは特定輸出者の一覧表です。この中に名立たる巨大企業が入っております。例えば、日本経団連の会長を出しているキヤノン、あるいはトヨタ自動車、こういうのが入っています。これらの企業が法令を遵守するのは当然だと思っておりますが、果たしてどうですか。

通関業務から少し離れますけれども、例えばキヤノンは、これまでも何件もの偽装請負が発覚しておりますし、正社員を逆に派遣社員に置きかえるなど、問題となっておりまして、また、キヤノンの大分進出をめぐる裏金疑惑というの報道もされているわけです。

トヨタはどうか。

厚生労働省にお聞きします。トヨタ自動車内で野健一さんという若い労働者が二〇〇二年二月に過労死した事件について、昨年十一月名古屋地裁は、QCサークル活動を労働時間と認める判決を下しました。この判決に基づいて、労働基準監督署は、QCサークル活動なども業務である、こう認定して遺族補償年金などを支給する決定をした。これは事実ですね。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

本件判決におきまして、被災者の労働時間を管理、認定する権限を有する上司の業務命令のもと

で行われるQCサークル活動、そのほかに創意工夫提案とかそういった活動もございましたが、そういった活動につきまして労働時間と認定されたものでございます。

厚生労働省としては、その判決の考え、判断を受け入れ、控訴は行わなかったものでございます。

○佐々木(憲)委員 その判決の趣旨に沿って遺族補償年金を支給する、その計算の根拠の中に、QCサークルの活動も労働時間として計算の根拠にしているということでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のようなQCサークル活動、本件事案につきましては、個別具体的に判断した結果そのように判断されたものというふうに承知いたしております。

労働基準監督機関として基準というものがあつたわけでは、その基準に照らしまして明確に言えない場合は労働時間と認定することは困難な場合もあつたわけでございますけれども、本件判決に関する限りは、被災者が直属の上司と同じ詰所で勤務をし、その在社時間が上司の在社時間と重なっていたといったようなこともございまして、この被災者についての特別の事情のもとで、QCサークル活動などの小集団活動について労働時間として認定されたものでございます。

○佐々木(憲)委員 それに基づいて厚労省も遺族補償年金を支給する決定をしたわけですね。トヨタ自動車はこれをしつかり支給するというのは当然だと思っておりますが、いかがですか。

○石井政府参考人 個別の事案についてお答えを控えさせていただきますが、ただ、今後とも、労働時間に該当するか否かについて、今回の判決で示された要素も踏まえまして、この基準に照らして総合的に、適切に判断して対応してまいりたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 いや、適切は当然ですけども、私が言っているのは、労基署の決定に従って当然会社側が遺族補償年金を支給するというのは

当たり前のことだと思いますが、いかがかと聞いてみます。

○石井政府参考人 失礼いたしました。

遺族年金等を支払いますのは国側でございますが、トヨタではございませんので、違う形で答弁させていただきます。

○佐々木(憲)委員 トヨタの側が今こういう文書を一月に出してしまっていて、ここには、「従来の国のルールが変更されるかどうかは現時点では不明。そのため、当社自主活動の活動時間の取り扱いを変更する必要があるかどうかは、現時点では不明。」というふうに書いていまして、この判決とそれから国側の対応に対して、従来どおりなんだ、これからどうするか、どうなるかは不明である、こういうことを書いてあるわけですね。

しかし、実際には、QC活動を労働時間と認めたわけです。判決も国の側もそのように確認をしたわけですね。したがって、この確認に基づいて、みずからがこれまでやってきたQC活動について、今までと同じだということではなくて、当然見直して、その判決に当たる部分については当然労働時間と認めて、例えばサービス残業の部分に当たるのであれば是正する、こういうことをするのが当然だと思うんですけれども、いかがですか。

○石井政府参考人 重ねてのお尋ねでございます。

やはり個別事案でございますので、個別の事案のお答えは、まことに恐縮でございますが、差し控えさせていただきますと存じます。

ただ、しかしながら判決で示された労働時間の考え方それから判断、これは当然それに従うべきものというふうに考えておりました、私も監督機関としては、この労働時間の考え方については、こうした今回示された要素も踏まえて、総合的に判断をして適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○佐々木(憲)委員 これは、個別の問題であると同時に、すべての日本の企業がその基準を守らな

ければならない、つまり、裁判で示された基準、そしてそれを厚労省も、当然である、このように認めたわけですから、それは、トヨタはもうそれですけれども、日本のすべての会社はそういう基準で労働時間を考えなければならぬ、こういうことだと思うんですが、そのとおりですね。

○石井政府参考人 お答えいたします。

とにかく、労働時間の考え方が今回明らかで、具体的なものとして示されたというのはそのとおりなわけでございます。その考え方がしつかりほかの企業も含めまして徹底されるということが大切かというふうに考えております。

したがって、今後も、労働時間の該当、これにつきまして、今回判決で示された要素を踏まえて、通達で示されたさまざまな過去の基準もございまして、それも含めまして総合的に判断をして、この徹底が図られるように努めてまいりたい、かように考えているところでございます。

○佐々木(憲)委員 過労死をさせるほどの働かせ方というのは非常に問題があると私は思いますし、特に大手企業は、コスト削減ですとかあるいはスピードアップと効率化、こういうことを最優先させていくようなやり方を根本的に見直していくということが求められていると思います。例えば、効率化ばかり追い求めていきますと、製品の上でリコールなどというものも多発する、これで果たして社会的に信用されるコンプライアンスを整備した会社と言えるかどうかという問題も問われるわけです。

例えば、今回の法案との関連でいいますと、日経新聞ですけれども、こういうことを書いているわけですね。「部品は名古屋港でも税関の審査や検査はない。船積みされるまで事実上のフリーパスだ。」この制度は出荷する工場からでも申告でき、製品は保税地域を素通りできる。広い意味でコンプライアンスに問題がある、そういう企業が効率化を最優先させて、それを後押しするというようなことではよろしくない、私は思います。今回の法案も、効率化ということを企業側が要

請している、それにこたえて進めるというようなことになっておまして、やはり、そこで働く労働者あるいは製品の管理、コンプライアンスのしっかりした確立、こういうものが今後必要だと思っております。最後に大臣の見解をお伺いしておきたいと思っております。

○額賀国務大臣 おっしゃるとおり、今回の問題は、セキュリティの確保、それから日本の、我が国のグローバル化した中での国際競争力をいかに強めていくか。これは、機械化、電子化していくことによって人間の労働も非常に余裕ができるような形になっていくことが望ましいというふうに思っています。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので、終わります。

○原田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○原田委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 私は、日本共産党を代表して、関税定率法等改正案に対する反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、日本版AEO制度の対象を新たに通関業者などに広げること、初め、特定、特例の輸出入者に与えられている優遇措置、特例をさらに拡大することです。

我が党は、AEO制度導入のときから、大手企業の要望に沿ったものであり、検査体制を骨抜きにしかねない、そういう問題点を指摘してまいりました。国際物流の促進と利便性の向上の名のもとに、今回、関連の通関、運送業者にまで特典を与えることは、水際のチェック機能を強化すべき通関行政を揺るがし、通関行政の弱体化につながるものであります。

同制度の対象となる事業者の要件としてコンプライアンスの体制整備が挙げられていますが、その基準、チェック体制などは不明確であります。

反対理由の第二は、加工再輸入減税制度の延長によって、制度の対象となっている繊維製品、革製品などの製造にかかわる零細業者、職人などの生活と仕事を圧迫し、地域経済に大きな打撃を与えることになることとあります。

また、WTO農業協定で関税化した米などの暫定税率適用期限の一年延長、生糸の関税割り当て制度への追加措置など、日本農業と地域の産業に否定的な影響を与える内容を含んでおり、賛成しかねるものであります。

以上、反対の理由を述べ、討論を終わります。

○原田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○原田委員長 これより採決に入ります。

関税定率法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○原田委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、後藤田正純君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。松野頼久君。

○松野(頼)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたします。関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に

配慮しつつ、国民経済的観点に立つて国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正・公平な課税の確保に、より一層努めること。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。

一 最近におけるグローバル化の著しい進展による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤等不正薬物、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締りの国際的・社会的重要性、経済連携協定の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、高度の専門知識を要する税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、職務に従事する税関職員については国家公務員の定員削減計画の下においても、増員を含む定員の確保はもとより、その処遇改善並びに機構・職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性をめざした人材の育成等に特段の努力を行うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び輸出入貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充に当たっては、増員を含む定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

以上であります。

何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○原田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原田委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。財務大臣額賀福志郎君。

○額賀国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○原田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○原田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時七分散会

関税率法等の一部を改正する法律案

関税率法等の一部を改正する法律

（関税率法の一部改正）

第一条 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「この項、第十九条第六項、

第十九条の二第四項並びに第二十条第四項及び

第五項において」を削り、「同法第七条の二第一

項を同条第一項に改める。

第十四条第六号の二中「はりつくる」を「張り

付ける」に改め、同条第十号ただし書中「第十九

条の三第一項の下に「若しくは第三項を加え、

同条第十三号中「ぎ装品」を「装品」に改め、同

条第十四号中「積みもどされた」を「積み戻され

た」に改める。

第十九条の三の見出しを「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税等）」に改め、同条第一項中「政令で定めるところにより輸入された貨物で」を「輸入された貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて」に改め、同条第二項中「又は第二項を」から第三項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特例申告貨物のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出前に本邦から輸出したときは、当該特例申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その関税に相当する額を当該特例申告貨物に課されるべき関税の額から控除すること

ができる。

別表第七二〇・四一〇号中「七・二％」を「無税」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 収容及び留置（第七十九条―第八十八条）」を「第六章の二 認定通関業者（第七十九条―第七十九条の四）」に改める。

「第七章 収容及び留置（第八十

七―第八十八条）」に改める。

第四条第一項第四号中「次号の下に」、第五

号の二を加え、同項第五号の二中「第三号の

二」の下に、「第五号」を加え、同号を同項第五

号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加え

る。

五の二 第六十三条の二第一項保税運送の

特例に規定する特定保税運送に係る外国

貨物で、第六十五条第二項（運送の期間の経過による関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しないもの（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）当該外国貨物が発送された時

第七条の二第一項中「者で」を「者であつて、」に、「は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後」を「又は当該貨物の輸入に係る通関手続（通関業法（昭和四十二年法律第二百一十二号）第二条第一号イ（一）（定義）に規定する通関手続をいう。以下同じ。）を認定通関業者（第七十九条の二（規則等）に関する改善措置）に規定する認定通関業者をいう。第六十三条の二第一項、第六十三条の七第一項第二号イ及び第六十七條の三第一項において同じ。）に委託した者（以下「特例委託輸入者」という。）は」に改め、同条第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第七条の三及び第七条の四第一項中「特例輸入者」の下に「又は特例委託輸入者」を加える。

第七条の五中「第七条の二第六項」を「第七条の二第五項」に改め、同条第一号中「若しくは二」を、「二若しくはへ」に改める。

第七条の六中「又は」を「若しくは」に、「遂行に關し、その」を「遂行の」に改め、「講ずること」の下に「又は同号に規定する規則を新たに定めること」を加える。

第七条の八を次のように改める。

（担保の提供）

第七条の八 税関長は、関税、内国消費税及び

地方消費税（以下この項及び第七条の十一第

二項において「関税等」という。）の保全のため

に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、特例輸入者又は特例委託輸入

者に対し、金額及び期間を指定して、関税等

につき担保の提供を命ずることができる。

2 税関長は、必要があると認めるときは、前

項の金額又は期間を変更することができる。

第七条の十二第一項第一号二中「第七条の八第二項」を「第七条の八第二項」に改める。

第九条の二第三項中「特例輸入者」の下に「又は特例委託輸入者」を加える。

第十三条の三中「又は承認」を「若しくは承認」に、「申し立て」を「申し立てた場合であつて」に改め、「昭和四十二年法律第百二十二号」を削り、「受けた者」を「した者」に改める。

第十六条第一項ただし書中「執務時間外の貨物の積卸し」、「船舶又は航空機と陸地との交通等」及び「保税運送」を削る。

第十九条の見出しを「開庁時間外の貨物の積卸し」に改め、同条中「行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外」を「税関官署の開庁時間（税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署における事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間をいう。第九十八条第一項において同じ。）以外の時間」に、「税関に」を「税関長に」に改める。

第三十条第二項中「及び第六号」を「第六号及び第八号から第十号まで」に、「限る」を「限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く」に改める。

第三十四条の二中「（外国貨物を置くことができる期間）」、「（外国貨物を置くことの承認）」、「（記帳義務）」、「（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）」、「（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）」及び「（外国貨物を置くこと等の承認）」を削り、「第七十九条第一項（貨物の収容）」を「第八十条第一項」に改める。

第五十二条中「又は」を「若しくは」に、「遂行」に「し、その」を「遂行の」に改め、「講ずること」の下に「又は同号に規定する規則を新たに定めること」を加える。

第五十八条の二中「特例輸入者」の下に「又は特例委託輸入者」を加える。

第六十三条第一項中「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を「外国貨物を置く場所の

制限」に改め、「相互間」の下に「（次条第一項において「特定区間」という。）」を加え、同条の次に次の七条を加える。

（保税運送の特例）

第六十三条の二 認定通関業者又は国際運送貨物取扱業者（第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）又は第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の承認を受けた者その他の国際運送貨物の運送又は管理に関する業務を行う者として政令で定める要件に該当する者をいう。第六十三条の四第一号口及び第六十三

条の七第一項第二号口において同じ。）であつて、あらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特定保税運送者」という。）が特定区間であつて政令で定める区間において行う外国貨物の運送（以下「特定保税運送」という。）については、前条第一項の規定による承認を受けることを要しない。

2 特定保税運送に際しては、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。

3 特定保税運送に係る外国貨物が運送先に到着したときは、特定保税運送者は、前項の確認を受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税関に提示し、その確認を受けなければならない。

4 特定保税運送者は、前項の確認を受けた運送目録を第二項の確認をした税関の税関長に提出しなければならない。

5 第二項の運送目録の提示その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（承認の手続等）

第六十三条の三 前条第一項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、前条第一項の承認を

したときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

3 第一項の申請書の提出その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（承認の要件）

第六十三条の四 税関長は、第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律若しくは関税率法その他関税に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わ

り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過していない者であること。

ロ 政令で定める国際運送貨物取扱業者の区分に応じ、政令で定める法律又はその法律に基づく命令の規定に違反して刑に

処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者であること。

ハ イ及びロに規定する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であること。

ニ その業務についてイからハまでに該当する者を役員とする法人であること、又はその者を代理人、使用人その他の従業員として使用する者であること。

ホ 第六十三条の八第一項第一号口又は第二号（承認の取消し）の規定により第六十三

条の二第一項の承認を取り消された日から三年を経過していない者であること。

二 承認を受けようとする者が、特定保税運送に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

三 承認を受けようとする者が、特定保税運送に関する業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業員がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。

（規則等に関する改善措置）

第六十三条の五 税関長は、特定保税運送者がこの法律の規定に従つて特定保税運送を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）

第六十三条の六 特定保税運送者は、第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の承認をした税関長に届け出ることができる。

（承認の失効）

第六十三条の七 第六十三条の二第一項（保税運送の特例）の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に該当するとき。

イ 認定通関業者（ロに掲げる者であるものを除く。）第七十九条第一項（通関業

者の認定)の認定が失効した場合

ロ 国際運送貨物取扱業者 第六十三条の

二 第二項に規定する要件を欠くに至つた場合

三 税関長が承認を取り消したとき。

2 第六十三条の二第一項の承認が失効したときは、税関長は、直ちにその旨を公告しななければならない。

3 第六十三条の二第一項の承認が失効した場合において、当該承認を受けていた者又はその相続人(承認を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)は、その失効前に発送された外国貨物についてこの法律その他の関税に関する法律の規定により課される義務を免れることができない。
(承認の取消し)

第六十三条の八 税関長は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を取り消すことができる。

一 特定保税運送者が次のいずれかに該当するとき。

イ 第六十三条の四第一号イからニまで(承認の要件)に該当することとなつたとき又は同条第二号に適合しないこととなつたとき。

ロ 第六十三条の五(規則等に関する改善措置)の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

二 特定保税運送に際し、第六十三条の二第二項若しくは第三項の規定による運送目録の提示をせず、若しくはこれらの規定による承認を受けず、又は同条第四項の規定による運送目録の提出をしなかつたとき。

2 前項の規定による承認の取消しの手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十四条第一項中「左の各号に」を「次に」

に、「前条第一項前段」を「第六十三条第一項前段(保税運送)」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第三号中「陸揚された」を「陸揚げされた」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第六十三条第四項」に改める。

第六十五条第一項中「除く」の下に。次項において同じを加え、同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「外国貨物」の下に「又は特定保税運送に係る外国貨物」を、「受けた者の下に」に「又は特定保税運送者」を、「当該承認の下に」に「又は第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中(保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務の免除)」を「許可を受けた者の関税の納付義務等」に、「前項ただし書」を「第一項ただし書(前項において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定保税運送に係る外国貨物が発送の日の翌日から起算して七日以内に運送先に到着しないときは、特定保税運送者から、直ちにその関税を徴収する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第六十五条の二中「(保税運送)」の下に、「第六十三条の二第一項(保税運送の特例)」を加え、「及び第六号」を「第六号及び第八号から第十号まで」に、「限る」を「限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く」に、「(輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪)」を「及び第二項」に改める。

第六十七条中「を除く」を「にあつては、関税暫定措置法第八条の二第二項第二号(特惠関税等に規定する特定鉱工業産品等であつて同項の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものに限る)」に改める。

第六十七条の二第二項第二号中「当該貨物」の下に「(関税暫定措置法第八条の二第二項第二号(特惠関税等)に規定する特定鉱工業産品等であ

つて同項の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。)」を、「特例輸入者」の下に「又は特例委託輸入者」を加える。

第六十七条の三第一項中「者で」を「者であつて、」に改め、「という。の下に」又は当該貨物の輸出に係る通関手続を認定通関業者に委託した者次項において「特定委託輸出者という。)」を加え、同条第二項中「前項の規定により前条第一項の規定を適用しない輸出申告以下」特定輸出申告という。を「特定輸出申告(前項の規定により特定輸出者が行う前条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。以下同じ。及び特定委託輸出申告(前項の規定により特定委託輸出者が行う同条第一項の規定を適用しない輸出申告をいう。第五項及び第七十九条の三第三項において同じ。))」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、特定委託輸出者は、その申告に係る貨物が置かれていた場所から当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない。

第六十七条の三第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「特定輸出申告」の下に「及び特定委託輸出申告」を加え、同項を同条第五項とする。

第六十七条の五中「又は」を「若しくは」に、「遂行に関し、そのを」を「遂行の」に改め、「講ずること」の下に「又は同号に規定する規則を新たに定めること」を加える。

第六十九条の四第一項中「、税関長を」、いづれかの税関長に改め、「当該貨物について」の下に「当該税関長(以下この条及び次条において「申立先税関長」という。又は他の税関長が「を加え、「を税関長」を「を申立先税関長」に改め、同条第二項及び第三項中「税関長は」を「申立先税関長は」に改め、同条第四項中「場合」の下に「又は当該申立てが他の税関長により受理

された場合」を加える。
第六十九条の五中「税関長を」を「申立先税関長」に改める。

第六十九条の六第一項中「場合」の下に「又は当該申立てが他の税関長により受理された場合」を加える。

第六十九条の十三第一項中「、税関長を」、いづれかの税関長に改め、「当該貨物について」の下に「当該税関長(以下この条及び次条において「申立先税関長」という。又は他の税関長が「を加え、「を税関長」を「を申立先税関長」に改め、同条第二項及び第三項中「税関長は」を「申立先税関長は」に改め、同条第四項中「場合」の下に「又は当該申立てが他の税関長により受理された場合」を加える。

第六十九条の十四中「税関長を」を「申立先税関長」に改める。

第六十九条の十五第一項中「場合」の下に「又は当該申立てが他の税関長により受理された場合」を加える。

第七十二条中「による担保が提供されていない場合」を「により担保の提供を命ぜられた場合において当該担保が提供されていないとき」に改める。

第八十条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第八十条の二とする。

第七十九条第一項第七号中「第八十条第三項ただし書(収容された貨物の保管)」を「次条第三項ただし書に、「引取」を「引取り」に改め、同条を第八十条とする。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 認定通関業者

(通関業者の認定)

第七十九条 通関業者は、申請により、通関業務その他の輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に遂行することができるものと認められる旨の税関長の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、その住

所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

3 税関長は、第一項の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七十九条の四第一項(認定の取消し)の規定により第一項の認定を取り消された日から三年を経過していない者であること。

ロ 現在受けている通関業法第三第一項(通関業の許可)の許可について、その許可の日(二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日)から三年を経過していない者であること。

ハ 通関業法第五第一項、第二号又は第四号(許可の基準)に掲げる基準に適合していない者であること。

ニ 通関業法第六第一項、第三号から第五号まで又は第八号(欠格事由)のいずれかに該当している者であること。

二 認定を受けようとする者が、通関手続を電子情報処理組織を使用して行うことその他輸出及び輸入に関する業務を財務省令で定める基準に従つて遂行することができる能力を有していること。

三 認定を受けようとする者が、輸出及び輸入に関する業務について、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業員がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていたこと。

4 税関長は、第一項の認定をしたときは、直ちにその旨を公告しなければならない。

5 第二項の申請書の提出その他前各項の規定

の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(規則等に関する改善措置)

第七十九条の二 税関長は、前条第一項の認定を受けた者(第七十九条の四第一項において「認定通関業者」という。)がこの法律の規定に従つて輸出及び輸入に関する業務を行なかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項第三号に規定する規則若しくは当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は同号に規定する規則を新たに定めることを求めることができる。

(認定の失効)

第七十九条の三 第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

一 通関業法第十第一項(許可の消滅)の規定により通関業の許可(二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。)が消滅したとき。

二 通関業法第十一第一項(許可の取消し)の規定により通関業の許可が取り消されたとき。

三 税関長が認定を取り消したとき。

2 第七十九条第一項の認定が失効したときは、税関長は、直ちにその旨を公告しなければならない。

3 第七十九条第一項の認定が失効した場合において、現に進行中の通関手続(特例申告、特例委託輸入者に係るものに限る。)又は特定委託輸出申告に係るものに限る。以下この項において同じ。)があるときは、当該通関手続については、当該認定を受けていた者又はその相続人(認定を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人)が引き続き当該認定を受けているものとみなす。

(認定の取消し)

第七十九条の四 税関長は、認定通関業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第七十九条第一項(通関業者の認定)の認定を取り消すことができる。

一 第七十九条第三項第一号ハ若しくは二に該当することとなつたとき又は同項第二号に適合しないこととなつたとき。

二 第七十九条の二(規則等に関する改善措置)の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

2 前項の規定による認定の取消しの手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十四条第一項中「第二項」を「次項」に、「第七十九条第三項後段(収容の通知)」を「第八十条第三項後段(貨物の収容)」に改める。

第八十八条中「第七十九条第一項後段(収容貨物についての危険の負担)」、第八十条を「第八十条第一項後段(貨物の収容)」、第八十条の二に改める。

第九十四条第一項中「貨物」の下に「特例輸入者の」を加える。

第九十八条を次のように改める。

(開庁時間外の事務の執行の求め)

第九十八条 税関官署の開庁時間以外の時間において、税関の事務のうち政令で定めるものの執行を求めようとする者は、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、税関長は、税関の事務の執行上支障がないと認めるときは、同項の届出に係る事務を執行するものとする。

第百条中「又は承認」を削り、同条第二号中「(保税蔵置場)」を「(保税蔵置場の許可)」に、「(保税工場)」を「(保税工場の許可)」に、「(保税展示場)」を「(保税展示場の許可)」に、「(総合保税地域)」を「(総合保税地域の許可)」に改め、同条第三号中「(指定地外検査)」を「(貨物の検査場所)」に改め、「(外国貨物の積戻し)」を削り、同条第四号を削る。

第百一条第五項を削る。

第百二条の二第二項中「(指定地外検査)」を「(貨物の検査場所)」に改め、「(外国貨物の積戻し)」を削り、「場合を含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「又は第九十八条第一項(臨時開庁)の承認(次項において「許可等」という。及び「又は第四号」を削り、同項第一号中「慈善又は救済」のために寄贈された給与品等の免税)」を「(特定用途免税)」に改め、同項第二号中「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「(外国貨物を置く場所の制限)」に改め、同条第二項中「(係る許可等)」を「(係る第六十九条第二項の許可)」に改め、「又は第四号(手数料)」を削り、「当該許可等」を「当該許可」に改める。

第百九条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第六十九条の十一第一項第八号から第十号までに掲げる貨物(輸入の目的以外の目的で本邦に到着したものに限り、同項第九号に掲げる貨物にあつては、回路配置利用権のみを侵害するものを除く。)を第三十条第二項の規定に違反して保税地域に置き、又は第六十五条の二の規定に違反して外国貨物のまま運送した者は、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九条の二に次の一項を加える。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十二条第一項中「第百九条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第百十四条の二第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「(保税運送)」の下に「又は第六十三条の二第二項若しくは第二項(保税運送の特例)」を加え、同条第六号中「第六十三条第五項本文」の下に「又は第六十三条の二第三項」を加える。

第百十五条の二第二号中「(執務時間外の貨物

の積卸し」を「開庁時間外の貨物の積卸し」に改める。

第百十九条の見出しを「質問、検査又は領置等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 税関職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百二十一条第三項中「以下」の下に「この条から第百二十五条までにおいて」を加える。

第百三十二条の次に次の一条を加える。

(鑑定人の嘱託)

第百三十二条の二 税関職員は、犯則事件を調査するため特に必要があるときは、学識経験を有する者に差押物件又は領置物件についての鑑定を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定人の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、前項の税関職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、税関職員からこれをしてしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、破壊す

べき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を税関職員に交付しなければならない。この場合においては、第百二十一条第四項後段(臨検、捜索又は差押)の規定を準用する。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項、第七条の四第一項、第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改める。

第八条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

別表第一第二七・一〇項の次に次の一項を加える。

料として製造したものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの

無税

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

別表第三第六七項中「第七二〇二・四一」を削る。

第四条 関税暫定措置法の一部を次のように改正

する。
第七条の三第二項第四号を削り、同項第三号の二を同項第四号とする。

別表第一第五〇〇一・〇〇号を次のように改める。

五〇〇一・〇〇 繭(繰糸に適するものに限る。)のうち

この号に掲げる繭の数量(政令で定めるところにより生糸に換算した数量とする。)及び第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる生糸の数量を合計した数量について、七九八トンを基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(第五〇〇二・〇〇号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

無税

別表第一第五〇〇二・〇〇号を次のように改める。
五〇〇二・〇〇 生糸(よつてないものに限る。)

二 その他のもののうち
共通の限度数量以内のもの

無税

別表第一の三第五〇・〇二項を削る。
別表第四第六項を次のように改める。

六 関税率表第五〇〇七・二〇号又は第五〇〇七・九〇号に掲げる物品
関税率表第五〇〇一・〇〇号又は第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち
第八条の五第二項において準用する関税率表第九条の二第一項の規定により
割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第三十条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定(「保税運送」の下に「、第六十三条の二第一項(保税運送の特例)」を加える部分を除く。)、同法第九十九条

二の改正規定及び同法第一百二十二条の改正規定
定 平成二十年六月一日

二 第二条中関税法第二百一条の改正規定及び同法第二百二十二条の次に一条を加える改正規定
定 平成二十年七月一日

三 第四条の規定 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律(平成二十年法律第 号)の施行の日
(罰則に関する経過措置)

二九・〇九

二九〇九・一九

エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単一であるかないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体
非環式エーテル並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ化誘導体
その他のもののうち
エチルターシャリブチルエーテルのうちバイオマス(動植物に由来する有機物(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)から製造したエタノールを原

第二条 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。
（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「を受け、又は同項ただし書の規定による届出をして」を「（同項ただし書の規定による警察官への届出を含む。）を受けて」に改め、「除く」の下に「。以下この項において「保税地域等」というを、「場合」の下に「又は同法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送者が保税地域等から引き取る場合」を加え、同条第五項中「同法第六十三条第四項（同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に定める者から」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項に規定する承認を受けた課税物品が関税法第六十三条第四項（同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内に運送先に到着しない場合 当該承認を受けた者
二 第一項に規定する特定保税運送者が関税法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送をした課税物品が同法第六十五条第二項（運送の期間の経過による関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該特定保税運送者
第十六条の三の見出しを「輸入時と同一状態

で再輸出される場合の還付等」に改め、同条第一項中「政令で定めるところにより輸入された課税物品で」を「輸入された課税物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特例申告に係る課税物品のうち、その輸入の際にこの項の規定の適用を受けようとする旨を政令で定めるところにより税関長に届け出たものであつて、その輸入の時の性質及び形状が変わつていないものを当該課税物品に係る特例納税申告書の提出前に本邦から輸出したとき（たばこ税法第十五条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当該特例納税申告書がその提出期限内に提出される場合に限り、政令で定めるところにより、その内国消費税額に相当する金額を当該課税物品に課されるべき内国消費税額から控除することができる。

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第五条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第百七十七条中「又は同法第九十八条第一項の承認及び」又は第四号を削る。
（関税率法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条 関税率法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中関税法第四条第一項第五号及び第六号の改正規定を次のように改める。

第四条第一項第五号の二中「外国貨物で」を「外国貨物又は第六十三条の九第一項（郵便物の保税運送）の規定により届け出て運送された郵便物で」に改め、「徴収」の下に「又は第

六十五條の二第二項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）を加え、「外国貨物が」を「外国貨物又は第六十三條の九第一項の規定による運送に係る郵便物が」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 第七十六條第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示がされた郵便物（その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）並びに第一号、第五号の二及び次号に掲げるものを除く。）当該提示がされた時

第三條のうち、関税法第三十條第一項の改正規定中「第六十三條の二第二項」を「第六十三條の九第一項」に改め、同法第六十三條第一項の改正規定及び同條の次に一條を加える改正規定を次のように改める。

第六十三條第一項中「除く。」の下に「第六十三條の九第一項及び第六十五條の三を除き、」を、「次條第一項」の下に「及び第六十三條の九第一項」を加える。

第六十三條の八の次に次の一條を加える。
（郵便物の保税運送）

第六十三條の九 郵便物（特定郵便物を除く。）は、税関長に届け出て、特定区間に限り、外国貨物のまま運送することができる。

2 前項の運送に際しては、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の規定による届出に係る郵便物が運送先に到着したときは、その届出をした者は、前項の確認を受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税関に提示し、その確認を受けなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、前項の確認を受けた運送目録をその届出をした税関長に提出しなければならない。

5 第一項の届出の手続その他前各項の規定

の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三條のうち、関税法第六十四條の改正規定を削り、同法第六十五條の二の改正規定中「（保税運送）」を「の特例」に、「第六十三條の二第一項」を「第六十三條の九第一項」に改め、同法第六十五條の次に一條を加える改正規定中「第六十三條の二第一項」を「第六十三條の九第一項」に改め、同法第九條の二第一項の改正規定中「第九條の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同法第十四條の二の改正規定を次のように改める。

第百十四條の二第五号中「（保税運送）又は」を「（保税運送）」に改め、「（保税運送の特例）」の下に「又は第六十三條の九第一項若しくは第二項（郵便物の保税運送）」を加え、同条第六号中「又は第六十三條の二第三項」を「第六十三條の二第三項又は第六十三條の九第三項」に改める。

附則第六條のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の實施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第九條に一項を加える改正規定中「第六十三條の二」を「第六十三條の九」に改める。

附則第八條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に關する法律第十一條の改正規定を次のように改める。

第十一條第一項中「受けて」の下に「若しくは同法第六十三條の九第一項（郵便物の保税運送）の規定により税関長への届出をして」を加え、同条第五項に次の一号を加える。

三 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五條の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該届出をした者

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条の規定による改正後の関税法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、税関長の認定を受けた通関業者に通関手続を委託した輸出入者に対する特例措置及び知的財産侵害物品等について保税地域に置くこと等を禁止する措置を導入するとともに、暫定関税率の適用期限を延長する等、所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。